

三重県酒類販売事業者等支援金 申請要項

【申請受付期間】

令和3年6月8日（火）から同年7月30日（金）まで



支援金申請要項
ホームページ

【申請書類の提出方法】

郵送のみ受付 令和3年7月30日（金）まで（消印有効）

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から持参による提出は一切受け付けいたしません。

※料金が不足する場合は受け付けいたしません。発送前に送料を確認のうえご提出ください。

<宛先> 〒514-8799 津中央郵便局留
三重県酒類販売事業者等支援金事務局 宛

※封筒オモテ面に「**申請書在中**」とご記載ください。

※封筒ウラ面には差出人の住所および氏名をご記載ください。

※レターパックや簡易書留等、郵便物の追跡ができる方法で郵送してください。

【お問い合わせ先】

県庁や市役所等の窓口では申請等の相談は行っておりません。

支援金の申請等については、以下の相談窓口にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口

電話番号：059-224-2838 9時から17時まで（土日祝を除く）

開設期間：令和3年8月18日（水）17時まで

※必ずお読みください※

- 1 支援金の支給決定後、虚偽又は支給要件に該当しない事実等が判明した場合は、支援金の支給決定を取り消します。支援金を振込済みの場合、申請者は、支援金を全額返還することとなります。
- 2 支援金支給事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて申請者の営業実態等について、検査又は説明を求めることがあります。
- 3 提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。必要書類が提出されない場合等、申請内容の不備又は不足が、三重県の指定する期間内に解消しなかった時は、申請者が支援金の支給を受けることを辞退したものとみなし、不支給の決定を行います。
- 4 支援金の不正受給は犯罪です。虚偽申請や不正受給等が判明した場合、申請者名等を警察へ通報します。

I 支援金の概要

■趣旨

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施されたことにより、その適用区域内の飲食店への休業要請又は時短営業、酒類の提供自粛の影響を受けて、県内の酒類販売事業者等を取り巻く環境は大変厳しくなっています。

この状況をふまえて、地域経済への深刻な影響が懸念されるため、酒類販売事業者等の事業継続を下支えするための支援金を支給します。

■支給対象事業者

三重県内に事業所を有する酒類販売事業者等
(酒類製造業者、酒類卸売業者、酒類小売業者)

■支給額

支給対象月(令和3年4月、令和3年5月)ごとに、1事業者あたり、中小法人等は20万円、個人事業者等は10万円を上限に売上減少額を支給

■受付期間

令和3年6月8日(火)から同年7月30日(金)まで(消印有効)

II 申請要件

本支援金の申請要件は、次のとおりとします。

- (1) 三重県内に事業所を有する中小法人等・個人事業者等であること。
※「中小法人等」とは、資本金等10億円未満、又は資本金等が定められていない場合は常時使用する従業員数が2,000人以下の法人をいいます。
「個人事業者等」には、事業所得による収入がある方に加え、主たる収入が雑所得や給与所得で申告しているフリーランスの方を含みます。
- (2) 酒類製造免許、酒類販売業免許(酒類小売業免許、酒類卸売業免許)のいずれかを取得したうえで、令和3年3月31日以前から開業しており、営業の実態があること。
- (3) 令和3年4月と5月、それぞれの月の事業者全体の事業収入(売上)が、前年同月又は前々年同月と比べて、30%以上、50%未満の減少があること。
※なお、売上が50%以上減少し、国の「月次支援金」の要件を満たす場合は、本支援金の対象となりません。(本支援金と「月次支援金」との併給は不可です。)
※本社が県外に所在する事業者については、三重県内の全ての事業所の売上の合計額により売上減少額を算定します。
- (4) 緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県による休業、時短営業、酒類提供自粛の要請を受けた飲食店、又はその間取引先(卸売業者、小売業者等)と継続的な取引

を行っていること。

※対象となる取引先の「飲食店」については、別紙1（P6）を参照のこと。

※「継続的な取引」とは、令和2年4月以降、酒類の納入など複数回の取引があることをいう。ただし、契約形態等により、令和2年4月以降で複数回の取引を行っていない場合は、直近の取引の日から前1年以内の間に他の取引があれば足りることとする。

(5) 支援金支給後も事業を継続する意思があること。

(6) 三重県から、検査又は説明の求めがあった場合は、これに応じること。

(7) 以下のいずれにも該当しないこと。

- ① 政治団体、宗教上の組織又は団体
- ② 支援金の趣旨に照らして適当でないと知事が判断する者

(8) 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、三重県暴力団排除条例第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

(9) 次に該当する事業者は、本支援金の支給対象外となります。

- ・ 三重県が4月26日以降に実施した飲食店を対象とする時短要請協力金及び集客施設時短要請協力金の対象事業者
- ・ 国の実施する「月次支援金」の対象事業者（ただし、受給対象とならない月は本支援金の対象となる。）
- ・ 三重県飲食店取引事業者等支援金の対象事業者（ただし、受給対象とならない月は本支援金の対象となる。）
- ・ 三重県観光事業者支援金の対象事業者

Ⅲ 申請から支給までの流れ等

■申請書類等の作成・準備

本要項を参照して、申請書類の作成と添付書類を準備してください。

■申請書類等の提出

別紙2「申請に必要な書類」(P7)で規定する申請書類及び添付書類について、必要な書類全てを郵送にて提出してください。

申請書類等は事業者により異なりますのでご注意ください。

なお、書類はA4サイズに統一し、提出書類チェックシートの順に並べて提出してください。

※申請書類等の返却はいたしません。

■ 審査

必要書類に不足がないか、支給要件に該当しているか等を審査します。

提出書類の不備又は不足があった場合は、申請者（又は問合せ担当者）へ追加の書類提出を求める通知を行います。

また、必要があれば申請書類等に関して説明を求めることがあります。

■ 支給・不支給の決定

支援金の支給・不支給を決定し、書面にて通知します。

■ 支給について

支給決定を通知した方に対し、順次支援金を振り込みます。

IV その他

■ 不正等が判明した場合について

虚偽申請や不正受給等が判明した場合、支援金の支給を受けた申請者名等を警察へ通報します。

参考

〈業種ごとの売上減少率に応じた利用可能な制度〉

【凡例】

- ① 飲食…三重県飲食店取引事業者等支援金(中小法人等:上限10万円/月、個人事業者等:上限5万円/月)
- ② 酒類…三重県酒類販売事業者等支援金(中小法人等:上限20万円/月、個人事業者等:上限10万円/月)
- ③ 月次…国の「月次支援金」(中小法人等:上限20万円/月、個人事業者等:上限10万円/月)

※以下は各制度の主な支給要件に応じた分類です。対象となるか否かは各制度の詳しい要件等をご確認ください。

○ 酒類販売事業者等(酒類小売業、酒類卸売業、酒類製造業)

取引形態	三重県内の飲食店とのみ取引		措置区域(※)の飲食店と取引あり		
	売上減少幅	30%以上50%未満	50%以上	30%以上50%未満	50%以上
4月分	① 飲食 (10 or 5万円/月)		② 酒類 (20 or 10万円/月)	③ 月次 (20 or 10万円/月)	
5月分	② 酒類 (20 or 10万円/月)	③ 月次 (20 or 10万円/月)		② 酒類 (20 or 10万円/月)	③ 月次 (20 or 10万円/月)

※措置区域とは…令和3年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県

○ 飲食店取引事業者

取引形態	三重県内の飲食店とのみ取引		措置区域(※)の飲食店と取引あり		
	売上減少幅	30%以上50%未満	50%以上	30%以上50%未満	50%以上
4月分	① 飲食 (10 or 5万円/月)		① 飲食 (10 or 5万円/月)	③ 月次 (20 or 10万円/月)	
5月分	① 飲食 (10 or 5万円/月)	③ 月次 (20 or 10万円/月)		① 飲食 (10 or 5万円/月)	③ 月次 (20 or 10万円/月)

※措置区域とは…令和3年4月以降の緊急事態措置又はまん延防止等重点措置を実施する都道府県

別紙 1

<対象となる取引先の「飲食店」について>

対象となる取引先の「飲食店」の例示は、次のとおりです。

(1) 業 種

一般食堂 日本料理店 西洋料理店 中華料理店 焼肉店 レストラン
そば・うどん店 すし店 喫茶店 ハンバーガー店 お好み焼き店 料亭 バー
スナック 居酒屋 ビヤホール等

※テイクアウト専門店、デリバリー専門店、キッチンカー、屋台等、スーパーやコンビニエンスストアのイートインスペースは対象外です。

(2) ホテル・旅館の取扱い

ホテル業・旅館業については対象外です。

ただし、次の①～④のすべてを満たす飲食サービスを提供している「ホテル・旅館」又は「ホテル・旅館内のレストラン、食堂等」は対象となります。

- ① 飲食店の営業許可を有していること。
- ② 当該飲食サービスを宿泊客以外の利用者（一般客）が常時利用可能（※）であること。
（※）宴会の予約が入った時のみ飲食サービスを提供している場合は対象外です。
- ③ 当該飲食サービスを宿泊客以外に提供していることを、対外的に公表していること。
- ④ 当該飲食サービスを令和3年3月31日以前から提供していること。

(3) 他のサービスを提供しながら飲食サービスを提供している場合

上記（2）のように、他のサービスを提供しながら同じ建物内や敷地内で飲食サービスを提供している場合（例：結婚式場、ゴルフ場等）についても、上記（2）①～④を満たす場合は対象となります。

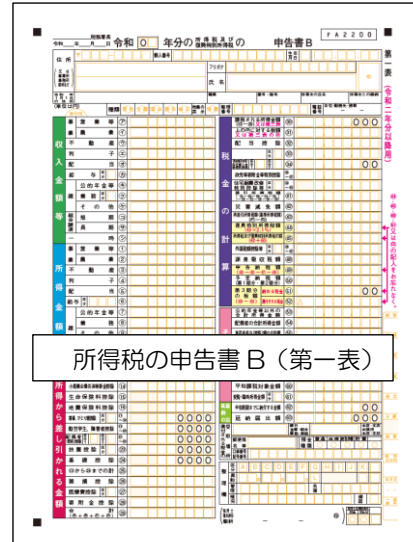
別紙2 申請に必要な書類

※各書類の「写し」については、数字や文字が読みとれる状態での提出をお願いします。
読みとりが困難な場合は再提出を求めるため、審査が遅くなりますのでご注意ください。

提出書類一覧	
1	◆三重県酒類販売事業者等支援金支給申請書兼請求書 【第1号様式】
2	◆誓約書 【第2号様式】 ※必ず、申請者本人が自署してください。 ※法人の場合は、代表者又は本申請の内容に全面的に責任を持つ方が自署して下さい。
3	◆令和3年4月、令和3年5月とその前年同月又は前々年同月の売上台帳等の写し 令和3年4月と5月（以下「対象月」という。）のうち、前年同月又は前々年同月（以下「比較月」という。）と比較して、事業者全体の売上（※1）が30%以上、50%未満減少（※2）している月について、「対象月」及び「比較月」の事業者全体の売上額が分かる売上台帳等の写しを提出して下さい。 売上台帳等には、 <u>年月や売上額の合計額とその内訳を明確に記載してください。</u> (例) <u>令和3年4月、5月のどちらも令和2年4月、5月と比較して事業者全体の売上が30%以上、50%未満減少している場合</u> ⇒「対象月」である令和3年4月、5月の売上台帳等と、「比較月」である令和2年4月、5月の売上台帳等の写しを提出 (※1) 本社が県外にある場合には、三重県内に所在する全ての事業所の売上の合計額 (※2) 50%以上減少している場合は、国の「月次支援金」の対象となる場合があります。 国の「月次支援金」の対象となる月については、本支援金の申請はできません。 <新規創業者（令和2年4月2日から令和3年3月31日の間で創業）の場合> 新規創業者については、P8の5「新規創業事業者特例計算書」をご覧ください。 <売上台帳として確認できる書類の例> ・ 経理ソフトから抽出した売上データ ・ エクセル等で作成した売上データ 等 ※給与明細、通帳の写し、レシート、請求書等は認められません。 ※売上台帳等には【年月】と【売上額（合計額とその内訳）】を明記してください。 ※売上額が0円の場合は、売上額が【0円】であることを明確に記載してください。
4	◆確定申告書の写し <法人> 直近の「 <u>法人税の申告書（別表一）</u> 」の写しを提出して下さい。

<個人>

令和2年分（令和3年2月16日受付開始分）の「所得税の申告書 B（第一表）」の写しを提出してください。



5

◆新規創業事業者特例計算書 【第3号様式】

<新規創業者の方（令和2年4月2日から令和3年3月31日の間に創業した方）のみ>

前年同月と売上比較ができない新規創業者については、第3号様式を用いて、創業月の翌月から令和3年3月までの月平均売上額を算出し、その数値と「対象月」の売上額を比較します。そのため、創業月の翌月から令和3年3月までの全ての月及び「対象月」の売上台帳等の写しを提出してください。売上台帳等には、年月や売上額の合計額とその内訳を明確に記載してください。

6

◆「法人設立届出書」又は「個人事業の開業・廃業等届出書」の写し

<新規創業者の方（令和2年4月2日から令和3年3月31日の間に創業した方）のみ>

新規創業者で法人の場合は「法人設立届出書」、個人の場合は「個人事業の開業・廃業等届出書」を提出してください。

7

◆取引先飲食店等の情報


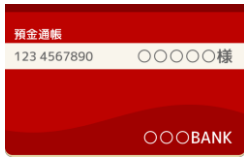

- ・飲食店と直接取引がある場合
⇒【第4号様式（直接取引用）】を提出
- ・飲食店と間接的な取引がある場合
⇒【第4号様式（間接取引用）】、【第4-2号様式】を提出

8

◆取引先飲食店等との取引内容が確認できる書類の写し 【貼付台紙1】

第4号様式に記入した取引先飲食店等ごとに取引内容を確認します。
令和2年4月以降に、取引先飲食店等との2回の取引が確認できる書類を提出してください。
ただし、令和2年4月以降に飲食店と1回の取引しかない場合は、追加でその取引の前1年以内で直接取引していたことが確認できる書類を提出してください。

※書類には、日付、取引先飲食店等の名称、申請者名（法人名・個人事業者等名・事業所名）、取引の内容の4点が明記されていること。 （書類の例）納品書、領収書等

9	<p>◆取引確認書～取引先飲食店等との取引内容が確認できる書類が提出できない場合～ 【第5号様式】〈該当がある方のみ〉</p> <p>P8の8「取引先飲食店等との取引内容が確認できる書類の写し」について、その書類の提出が困難な場合は、第5号様式を提出してください。</p> <p>なお、第5号様式は、取引先飲食店等に作成を依頼していただく必要があります。</p>
10	<p>◆本人確認書類又は履歴事項証明書の写し [貼付台紙2]</p> <p>個人事業者等の場合は申請者本人の運転免許証等を[貼付台紙2]に貼り付けて提出してください。</p> <p>法人の場合は履歴事項証明書を提出してください。</p> <p>運転免許証がない場合は、パスポートや健康保険証等の写しでも申請可能ですが、現住所が確認できる書類をあわせて提出してください。</p> <p>例) 住民票 氏名・住所が明記された公共料金の領収書 等</p> <p>※住所変更等があった場合は、変更後の内容が確認できる部分の写しも提出してください。</p> 
11	<p>◆通帳の写し [貼付台紙3]</p> <p>申請者本人（法人の場合は当該法人）名義の口座の通帳のオモテ面と1・2ページ目部分の写しを提出してください。</p> <p>必ず、以下の全ての項目が確認できる部分の写しを添付してください。電子通帳やインターネットバンキングの場合も同様です。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: flex-start;"> <div style="text-align: center;"> <p>オモテ面</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>+</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>1・2ページ目</p>  </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ①金融機関名 ②支店名 ③口座種別 ④口座番号 ⑤口座名義人（漢字、フリガナ）
12	<p>◆提出書類チェックシート</p> <p>チェックシートを活用し、提出書類に不足がないよう確認を行ってください。</p> <p>提出書類は、チェックシートの順に並べて提出してください。</p>

※提出書類の記載内容が不鮮明の場合、修正が必要な場合は、差し替えを求めます。

※申請に必要な書類に関する相談は、以下の相談窓口にて受け付けております。

受付時間内にお電話にてお問い合わせください。

<お問い合わせ先> ◆三重県酒類販売事業者等支援金相談窓口
 電話番号：059-224-2838 9時から17時まで（土日祝を除く）
 開設期間：令和3年8月18日（水）17時まで